

2024年度立教大学大学院（博士課程前期課程）進学希望者 各位

立教大学学生部学生課
日本学生支援機構奨学金担当（池袋）
Tel. 03-3985-4461（平日 9:00～17:00）

日本学生支援機構奨学金「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」

2024年度「修士課程及び専門職学位課程内定制度」の募集について

立教大学では、2024年度に立教大学大学院（博士課程前期課程）への進学を希望している方を対象に、日本学生支援機構奨学金「特に優れた業績による奨学金返還免除制度」の「修士課程及び専門職学位課程内定制度」の募集を行います。本内定制度への出願を希望する方（出願を検討する方）は、以下の要領で募集要項の請求を行ってください。

なお、本件に関する電話でのお問合せについては、2023年10月上旬から対応いたします。

【募集要項請求方法】

下記 URL の「2024年度日本学生支援機構奨学金【奨学金返還免除修士課程内定制度】募集要項 web 請求フォーム」から、募集要項を請求してください。請求いただいた方には、10月中旬から順次募集要項を発送いたします。

URL: <https://forms.gle/rR13HGajavpPPAHC8>

QR コード:



【募集要項の請求期限】

2023年9月29日（金）

【出願期限】

2023年11月30日（木）（予定）消印有効 ※募集要項で必ず確認してください。

【採否結果通知】

2024年6月（予定）

※出願者のうち、立教大学大学院への入学が確認できた方へのみ、採否結果を通知します。

【制度概要】

1. 目的

優秀な低所得世帯の大学学部生等に対して、大学院修士課程及び専門職学位課程（以下「修士課程等」という。）での修学に係る経済的不安を早期に解消し、進学へのインセンティブを高めることを目的としています。

2. 制度の対象者

2024年度に立教大学大学院（博士課程前期課程）への進学を希望している方が対象となります。

博士課程前期課程への進学を希望している方であれば、大学学部の学生に限らず短期大学専攻科・高等専門学校専攻科の学生や、既に大学学部等を卒業している方、飛び級により進学を予定している方等、各大学院において入学資格があると認められた方はいずれも対象となります。

3. 対象者の要件

以下の①～③のいずれも満たす必要があります。

- ① 大学学部等において修学支援新制度を利用していること又は住民税非課税世帯であること。
- ② 「科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）」又は「大学の強みや地域の強み等を生かした分野」への進学を希望していること。

<各研究科が該当する分野>

分野	該当する本学の研究科
科学技術イノベーション創出に寄与する分野（情報・AI、量子、マテリアル等）	<ul style="list-style-type: none"> ・理学研究科 ※本学学部から大学院に進学する学生のみ対象 ・人工知能科学研究科
大学の強みや地域の強み等を活かした分野	<ul style="list-style-type: none"> ・キリスト教学研究科 ※本学学部から大学院に進学する学生のみ対象 ・文学研究科 ※本学学部から大学院に進学する学生のみ対象 ・異文化コミュニケーション研究科 ※本学学部から大学院に進学する学生のみ対象 ・経済学研究科 ・経営学研究科 ※本学学部から大学院に進学する学生のみ対象 ・社会学研究科 ・法学研究科 ・観光学研究科 ※本学学部から大学院に進学する学生のみ対象 ・コミュニティ福祉学研究科 ・現代心理学研究科 ※内部推薦制度（特別進学生制度・学内推薦進学制度）を利用して進学する学生のみ対象 ・スポーツウエルネス学研究科 ・ビジネスデザイン研究科

※社会デザイン研究科は本制度の実施はしません。

- ③ 将来、上記②の分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を備えて活動することができることと認められること。

なお、申請時点で進学予定先が決まっていない場合、複数の大学院に申請することはできません。また、申請した大学院と別の大学院に進学した場合は、内定者として決定していてもその効力は失われます。

4. 内定候補者の推薦枠

内定候補者の推薦枠は修士課程等の第一種奨学生が一定数以上いる大学院に対して、その人数に基づき日本学生支援機構にて配分します。直近の年度の第一種奨学生数により算出することとなるため、毎年度推薦枠数は変動します。なお、2023年7月時点において、推薦枠数は通知されておりません。

5. 選考方法

各研究科が定めた方法にて選考します。

6. 第一種奨学金の申込み

本内定制度を利用するためには、大学院の予約採用あるいは博士課程前期課程進学後の春の在学採用にて第一種奨学金の申込みをしていただく必要があります。

また、本内定制度の申請要件と第一種奨学金の選考基準は異なることから、本内定制度に決定された方であっても、第一種奨学生に採用されるとは限りません。なお、第一種奨学生に不採用となった場合は、内定者として決定されていたとしてもその効力を失うこととなります。

<日本学生支援機構の奨学金の貸与金額【博士課程前期課程】>

種別	奨学金月額
第一種（無利子）	50,000 円、88,000 円から選択

7. 中間評価

内定者となった場合は、年に1回中間評価があり内定者として相応しい成績を挙げているかどうか確認します（学業成績不振などにより、内定を取り消される場合があります）。

8. 貸与終了時の手続き

本制度の内定者であっても自動的に返還免除者とはなりませんので、貸与終了時には業績免除の申請をする必要があります。

以上